

公共施設等の料金を改正します

令和5年10月1日より、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されるにあたり、**令和元年10月1日から引き上げられた消費税率を各種公共施設等の使用料等に転嫁**するため、消費税率が「8%相当」になっている使用料等について、**「10%相当」へ改正**させていただきます。

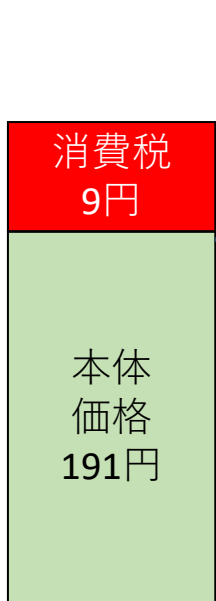
対象となる施設等は、裏面のとおりとなりますので、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

※料金改正に合わせて**端数処理の方法が「10円未満」から「1円未満」切捨てに変わるため、請求金額が円単位に変わります。**

改正イメージ（例：公民館・中会議室・4時間以内の場合）

H26.3.31以前

消費税率5%
【価格200円】



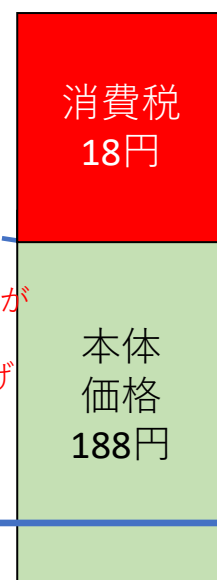
H26.4.1～

消費税率8%
【価格206円】
↓10円未満切捨て
請求200円



R1.10.1～

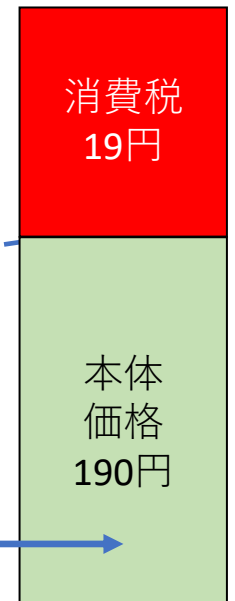
現行
消費税率10%
【価格206円】
↓10円未満切捨て
請求200円



本体価格が
△3円
引き下げ

R5.10.1～

今回改正
消費税率10%
【価格209円】
↓1円未満切捨て
請求209円



本体価格を
元へ戻す
(10円単位へ)

改定後の料金等、詳細については各担当課へお問い合わせください。

No.	施設等の名称	問い合わせ先
1	公民館	教育課
2	体育施設（スポーツセンター、総合グラウンド、テニスコート、野球場、山村広場、B & G 海洋センター、桜ヶ丘アリーナ、万里長城パークゴルフ場）	
3	多目的宿泊交流施設	
4	ふるさと交流館	
5	総合福祉センター	
6	桜ヶ丘公園センターハウス	建設水道課
7	下川営林署旧庁舎「恵林館」	産業振興課
8	五味温泉体験の森	
9	農村活性化センター	
10	土壌改良施設	
11	木質原料製造施設	
12	まちおこしセンター	
13	宿泊研修交流施設	
14	美桑が丘	
15	一の橋集住化住宅のうち交流促進住宅	
16	公区会館	税務住民課
17	バスターミナル合同センター	
18	一の橋コミュニティセンター	
19	一般廃棄物処理手数料	
20	証明手数料（農業経営基盤強化促進事業に係る嘱託登記手数料、地籍調査の成果等に関する公簿、図面の閲覧又は写しの交付手数料）	農業委員会、 税務住民課